

藤沢市

トライアル・サウンディング 運用指針

藤沢市

2022年（令和4年）6月1日

1 制度の趣旨と概要

藤沢市（以下「本市」という。）では、公共施設マネジメントの取組のひとつとして、公民連携による公共資産の有効活用を推進しています。本制度は、公共機能としての有効な活用を見出すことが困難な遊休地や空き施設等について、公民連携による効果的な活用の方法を探るため、公共施設等の暫定使用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間、社会実験として実際に使用してもらう制度です。これにより、本市は公共施設等の市場性を把握でき、活用の方向性が検討しやすくなる一方で、民間事業者等はニーズや収益性、使い勝手の検証を経て事業性を確認することができます。この結果、公共施設等の持つポテンシャルを最大限に生かした魅力ある活用がなされ、公共施設等を市民や利用者にとって身近で、より親しみのある場所とすることを目指しています。

2 募集の対象

本市が使用権原を有する土地、建物のうち、この運用指針とは別に定める実施要項（以下「実施要項」という。）により公表するものを対象とします。

3 申請（応募）方法

(1) 受付期間

申請は、実施要項に示す期間内のみ受け付けます。

(2) 提出書類

申請者は、次の書類を提出することとします。

ア 行政財産使用許可申請書（実施要項に別途定めがある場合は当該申請書）

イ 暫定使用計画書

ウ 誓約書

エ その他実施要項で定める書類

(3) 書類の提出場所及び提出方法

実施要項に定める場所及び方法とします。

(4) 現地調査及び事前相談

現地調査又は事前相談を希望する場合は、実施要項で定める窓口へ連絡してください。

4 申請者の資格要件等

(1) 申請者の条件

ア 申請者は、暫定使用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。

イ 申請者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで申請する場合には、すべての構成員とその役割を明確にすることとします。

(2) 申請者の要件

申請者は、次に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。））をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること

(3) 申請に関する留意事項

ア 費用負担

申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い及び特許権等

(ア) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定使用の審査及びモニタリング等、本制度の運用に必要な目的以外の場合においては、申請者に無断で使用することはありません。

(ウ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 法令等の順守

申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクを負うこととします。

5 暫定使用の要件等

(1) 暫定使用の内容

暫定使用の内容は、次のいずれも満たすこととします。

- ア 市民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること
- イ 原則として、本市の財政負担を伴わないものであること

(2) 対象外とする暫定使用

次に掲げるものの用に供する暫定使用はできないこととします。

- ア 公序良俗に反するもの
- イ 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
- ウ 政治的又は宗教的な活動に該当するもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- オ その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

(3) 暫定使用期間

暫定使用期間は、原則として1日以上、1か月以内とします。

(4) 暫定使用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定使用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定使用する者の負担とします。

イ リスク分担等

暫定使用に伴い発生するリスクは暫定使用する者が負うものとし、暫定使用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ 暫定使用状況の公表

本市のホームページ等において、暫定使用の概要を公表することがあります。

6 審査等

(1) 書類審査

提出書類について、参加資格及び暫定使用の要件を満たしているかを審査します。申請者は、審査に伴い本市が面接を求めたときは、それに応じることとします。

(2) 結果通知

- ア 使用を承認する通知書（以下「通知書」という。）を交付します。
- イ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

(3) 使用料等

暫定使用に係る使用料は原則として免除します。ただし、暫定使用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収する場合があります。

7 暫定使用の開始等

(1) 暫定使用の開始

ア 通知書が交付された者は、申請書類に記載した内容に基づいて使用を開始することができます。このとき、交付された書面に条件が付している場合は、その内容を遵守してください。

イ 暫定使用期間中は、通知書を携行し、本市職員又はその関係者から提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

(2) 暫定使用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合、災害対応等により本市が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止することがあります。

8 モニタリング及び報告

(1) モニタリング

暫定使用する者は、暫定使用期間中に本市が実施するモニタリング調査に協力することとします。

(2) 報告等

暫定使用する者は、暫定使用期間が満了した後、本市に対して使用実績等をまとめた資料を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

9 その他

この運用指針に定めることのほか、本制度の実施に関し必要なことは、実施要項に定めます。

附 則

この運用指針は、令和4年6月1日から施行します。

藤沢市 企画政策部 企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3502

FAX 0466-50-8436

E-mail fj-kikaku-fm@city.fujisawa.lg.jp